

議案第35号

三朝町町長等の給与の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町町長等の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月15日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町町長等の給与の特例に関する条例

（町長の期末手当の特例）

第1条 令和2年6月1日の基準日（三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）第19条第1項に規定する基準日をいう。）に係る町長の期末手当の額は、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）第4条の規定にかかわらず、0円とする。

（副町長及び教育長の期末手当の特例）

第2条 前条の基準日に係る副町長及び教育長の期末手当の額は、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。